

## 日本弁護士連合会第61回定期総会報告

2010年5月28日(金) 於・名古屋マリオットアソシアホテル

日本弁護士連合会第61回定期総会は、2010年5月28日(金)午後0時30分から、愛知県名古屋市の名古屋マリオットアソシアホテルにおいて開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席622名、代理出席7,153名、会出席52名、合計7,827名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席0名の合計0名であった。

総会は、海渡雄一事務総長の司会で午後0時30分から始められた。まず、宇都宮健児会長から、開会が宣言され、次のとおり挨拶があった。

宇都宮会長 まず、この第61回定期総会の会場等いろいろな手配をしていただいた愛知県弁護士会の皆様方、それから中弁連の皆様方に感謝を申し上げたい。多くの会員が総会に関心を持っていただいて、活発な議論をしていただくことを大いに期待したい。私自身は、皆さん御承知のとおり、日弁連はじまって以来初めての再投票によって会長に選ばれた。こういう結果になったということは、日弁連を取り巻く情勢の厳しさ、そして会務運営の難しさを反映しているものと思っている。責任を重く感じている。ただ、新しい執行部については、宮崎前執行部から懇切丁寧な引継ぎを受け、私以下、海渡事務総長、13人の副会長と一緒に新しい執行部をスタートすることができた。今までのところ、比較的順調なスタートになっていると思っている。

御承知のとおり、2001年に司法制度改革審議会の意見書が出されて10年になる。10年という節目の時期で、私はこれまでの司法改革を検証する必要があるということを選挙期間中から訴えてきた。検証の視点としては、市民、とりわけ社会的、経済的弱者といわれる市民にとって、光が当たるような司法改革になってきているかどうか。こういう視点で検証するということが重要だと思っている。このような視点で検証すると、弁護士過疎・偏在の解消、被疑者国選弁護の充実等大きな成果を挙げている面がある。

また、始まったばかりではあるが、裁判員制度に関しても、今後被告人の弁護権、防御権がきちんと守られているかどうかという視点からの検証が必要であるものの、市民の司法参加という視点からは大いに評価できている。この裁判員裁判が調書裁判や人質司法を打破する契機になり得る可能性もある。

ところで、司法改革がスタートするにあたっては、小さな司法から大きな司法へ、あるいは市民に身近で利用しやすい司法、多様な人材を法曹界へといった司法改革の理念が叫ばれていたが、このような理念がまだ実現されていないか、あるいは一部に逆行する事態も進みつつあると考えている。

例えば、国家予算に占める裁判所予算の割合は、司法改革当時と変わらず、現在でも0.4%以下に過ぎない。また裁判官、検察官の大幅増員は実現されておらず、現在203か所ある地家裁支部における弁護士ゼロ支部はなくなり、弁護士ワン支部も5か所を残すのみとなっているが、判事、判事補非常駐支部というのは48か所ある。また、検事非常駐支部が112か所、検事、副検事とも非常駐支部が28か所となっている。

それから、前年度の宮崎執行部で民事法律扶助の予算の大幅増額が実現しており、民事法律扶助に関しては、生活保護受給者に関しては2010年の1月から免除制が導入されている。大きな成果を挙げられたが、まだ全体としては先進国と比較すると、民事法律扶助の予算は10分の1程度に過ぎない。極めて貧困な状態にある。

また、若い弁護士がロースクールを出るに際して、多額の奨学金を借りてその負債を抱えたまま弁護士になっている。日弁連の調査によると、63期の司法修習生に関しては、2人に1人が借金を抱えている。平均318万ぐらいである。多い人は、1,200万円である。このような状況にさらに追い打ちをかけるように、今年の11月から司法修習生の給与が貸与制に切り替わることになっている。これまでの借金に300万円近くの借金加わる。弁護士になった途端に多重債務者になってしまう。こういう事態が生じつつある。これでは、経済的余裕のない人が法曹の道をあきらめざるを得ない。裕福な人しか法曹になれない。これは、多様な人材を法曹界へという当初の理念と逆行する事態であると考えている。

また、借金を抱える若手弁護士の就職も年々厳しくなっている。そういう中でノキ弁や即独といった若手弁護士が急増している。司法基盤の整備状況や法的な需要等の現状に照らすと、法曹人口のペースダウンは必要となってきた。

以上のような司法改革の現状を踏まえて、この間の司法改革を第1次司法改革と位置付けるならば、これからの取組を第2次司法改革と位置付け、日弁連は、市民の目線で第2次司法改革を進めるため、当面次のような課題を重視して取り組んでいきたい。

1つは貧困問題への取組である。貧困問題は、日本最大の社会問題であると同時に重大な人権問題でもある。そこで、第1回の理事会で貧困問題対策本部を立ち上げ、全国各地で労働相談や生活保護の相談を充実させる。生活保護法の改正や、労働者派遣法をはじめとする労働保護法制の改正を行う。子どもの貧困問題についても取組を強化する。併せて、貧困の相談を行うについては、民事法律扶助の抜本的な改革が求められているため、この点についても取組を強化したい。ちなみに、子どもの貧困問題については、2010年10月7日・8日、岩手県盛岡市で開催される第53回人権大会において、子どもの貧困問題に関するシンポジウムと大会決議を行う予定となっている。

それから修習費用の給費制維持の緊急対策本部を4月の第1回の理事会で立ち上

げた。この本部に関しては、11月に貸与制の導入が迫っているため、何としてでも日弁連の総力を挙げて、市民の皆さんと一緒にこの貸与制を阻止したい、給費制を維持したい、そういう運動を強化したい。この点についての特別決議が、後に議案として提案される予定になっている。

それから、裁判官や検察官の大幅増員を目指して、裁判官ゼロマップ、検察官ゼロマップをつくり、市民の皆さんと一緒に裁判官、検察官の増員、地家裁支部の充実、こういう問題に取り組んでいきたい。

それから、法曹人口の問題について、私個人としては、選挙前に訴えていた私の政策と現在の基本的な考え方は一切変わっていない。ただ、これからは日弁連としての法曹人口についての意思を決定していく必要があると思っている。

そこで近く、日弁連の法曹人口政策を検討する組織を立ち上げる予定である。ここにおいては、中長期的な視点に立った適正な法曹養成、法曹人口のあり方、これを考えると同時に、今日の実情に見合った適切な法曹人口についての基本政策を策定したい。この組織に関しては、できるだけ全国の会員、全国の弁護士会の声が反映されるような組織にしたい。それからもう1つは、ここで政策を決定するだけではだめで、この政策について、市民や世論の支持を得ることによって、はじめてペースダウンが実現できると考えている。そういう政策についても、この組織でしっかり検討していただく予定になっている。

それから、刑事司法については、御承知のとおり志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件、名張毒ぶどう酒再審事件、こういう深刻な冤罪事件が多発しているため、冤罪防止のための取調べの可視化、全過程の録画、この取組をさらに強化する必要がある。極めて実現可能性が出てきているため、日弁連総力を挙げて取組を強化する必要がある。

さらに誤判事件、あるいは誤起訴事件についての原因を究明するための、政府から独立した第三者機関の創設にも力を入れていきたい。

裁判員制度については、被告人の弁護権・防御権、これがきちり守られているかどうかという視点からの問題点の分析を深め、裁判員制度の改善、守秘義務の範囲の限定と違反に対する罰則の縮小に取り組みたい。それから3年検証時における制度改革の問題提起を日弁連として行っていきたい。

さらに、被疑者国選弁護制度のさらなる拡充、全面的国選付添人制度の実現等にも力を入れたい。

それから、人権のための行動宣言2009、32項目に掲げられたこれらの課題の実現のため全力を挙げたい。特に、両性の平等と男女共同参画、高齢者・障がい者、子ども、消費者、労働者、外国人、犯罪被害者、民事介入暴力の排除、貧困、環境など各分野の人権擁護活動の前進のための行動を強化したい。

以上に述べたような第2次司法改革の諸課題は、弁護士会の取組だけで実現するこ

とは、私は困難であろうと考えている。これらの諸課題を実現するためには、市民との連携が不可欠である。

日弁連は、これらの諸課題を実現するために広く市民団体、労働団体、消費者団体などに第2次司法改革の必要性を訴えるとともに、第2次司法改革運動への市民の参加を呼びかけたいと思っている。こういう取組について、今日参加された会員の皆さん方をはじめとして、全国の会員に協力を呼びかけるものである。

今日は、1000名近くの会員が総会に参加されるということで、非常に私はありがたいて考えている。様々な会員がこの総会に集まって、日弁連がどのような課題に、どういう方針で取り組むべきか活発な議論をお願いしたい。

続いて正副議長の選任手続がなされ、宇都宮会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、土井隆会員(第二東京)から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、ほかに意見がなかったため、宇都宮会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、宇都宮会長は、議長として山田幸彦会員(愛知県)、副議長として木津川迪治会員(第一東京)及び黛千恵子会員(福井)をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、宇都宮会長から議案が提出された。

議長から議事録署名者として、濱田広道会員(東京)、堀越孝会員(第一東京)及び笠井直人会員(第二東京)の3名が指名された。

議事に入る前に、議長は、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣し、議案の朗読を省略したい旨議場に諮り、異議なく承認された。

#### [ 報告事項1 ] 平成21年度会務報告の件

議長は、報告事項1「平成21年度会務報告の件」を議題に供した。

若旅一夫副会長から、「平成21年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

裁判員裁判については、実施前から、全国的な弁護体制の拡充や法廷技術、弁護戦略の拡充、被告人の着席位置や手錠腰縄の着脱時期などの環境整備、市民活動などをはじめと

する様々な取組を行ってきたが、制度開始後も、情報収集、弁護の質の向上、制度の改善に取り組んでいきたい。

消費者庁及び消費者委員会の設置については、消費者行政一元化推進本部を立ち上げ、消費者庁設置に向けた本格的な運動を行った結果、2009年9月1日、消費者庁とともに消費者委員会が発足し、一元的な消費者行政組織が生まれるという歴史的な成果を見た。今後は、消費者庁が実質的かつ積極的な活動をなし得るべく、地方消費者行政の新たな展開が求められている。

民事扶助制度の拡充については、民事扶助の対象者、対象事件の拡大に取り組んできた。一時は予算不足も懸念されたが、平成21年度執行部において全力で必要性を訴えた結果、約25億円の補正予算を獲得し、平成22年度も前年比約51億円増の予算を獲得した。また、2010年1月からは生活保護受給者の立替金の償還猶予、免除を原則化する取扱いを実現することができ、民事法律扶助、法律扶助の運用において画期的な成果を見た年であった。生活保護支援など行政手続が中心となる委託援助事業について、法テラスの業務とすべく、本年度執行部においても重点的に取り組む。

男女共同参画については、2008年3月に基本計画を策定し、男女共同参画推進本部を中心に実施に取り組んでいる。日弁連会員の女性割合は2010年4月1日現在で16.2%で、役員への就任がいまだ十分といえないが、産前産後の会費免除が全弁護士会で実施され、セクシュアルハラスメントの防止に関する規則が半数以上の弁護士会で制定されている。

法曹人口問題に関しては、宮崎執行部が、当面の法曹人口のあり方に関する提言を公表し、その後、法曹人口問題検討会議に、適正な法曹人口を検討する視点に関する諮問がなされ、2010年3月5日付けで答申がなされた。平成22年度はこの答申を踏まえて日弁連の法曹人口政策を取りまとめ、これを実現する活動に取り組んでいく。

昨年一年間、日弁連の取組を支えていただいた会員各位に感謝するとともに、引き続き、本年度執行部の活動に御協力賜りたい。

議長は、平成21年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

#### [ 第1号議案 ] 平成21年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成21年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件」を議題に供し、田中等平成21年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

一般会計の収支全般について、前期繰越金13億6,097万円を除く当年度の収入は45億8,

235万円、支出は46億3,794万円、平成21年度の収支は5,558万円の赤字であるが、次期繰越金については13億538万円を計上することができた。

収入のうち、会費収入は、予算を上回る41億1,032万円となり、事業収入は研修受講料収入が予算より多かったため、結果として予算を1,453万円上回った。預金利息収入については216万円の減収、雑収入は、身分証明書の発行手数料、印税などであるが、予算に対し1,383万円の減収となった。

支出の部については、会議費は、全科目について予算の範囲内に収まり、8,579万円の予算残となった。委員会費については、支出超過となった委員会の司法制度調査会は債権法改正の対応のため、選挙管理委員会は平成21年度の日弁連会長選挙の再選挙への対応のため、高齢者・障害者の権利に関する委員会は、全国高齢者・障がい者支援センター等の情報交換会や高齢者・障がい者権利擁護の集い等の開催とそれらの準備のため、子どもの権利委員会は、法務省に設けられた民法の親権制限に関する研究会への対応、広島少年院での教官による暴行事件対応のための会議開催費用等のため、弁護士業務妨害対策委員会は、弁護士業務妨害対策シンポジウム開催とその準備のため、貧困と人権に関する委員会は、全国規模の2回の一斉無料法律相談会及びホットラインの実施、厚労省との協議対応のためであり、支出超過となった委員会費については科目内流用にて対処した結果、委員会費全体としては、10億9,265万円の予算に対し、8億1,973万円の支出となった。

事業費のうち、会長選挙執行費用については、日弁連会長選挙が再選挙となったため、甲慰金・見舞金については、平成21年度よりも多くの申請があったため、支出が超過となったが、いずれも科目内流用で対処し、事業費全体で1億4,004万円の予算残となった。

事務費のうち、印刷費、納付消費税等が支出超過となったが、いずれも科目内流用で対処した。

一般会計から特別会計への繰入れについては、会館特別会計、法律援助基金会計、偏在解消事業特別会計に対し、決算額のとおり支出している。

特別会計のうち退職手当積立金特別会計については、一般会計から1億5,000万円の繰入れを行った。

会館特別会計については、収入は会員1人あたり月額1,500円の一般会計からの繰入金4億7,257万円、テナントからの運営収入、利息収入等5億445万円であり、支出については予算の枠内で収まり、次期繰越金は増加した。

当番弁護士等緊急財政基金会計は、2009年6月1日に廃止され、残預金3億3,065万円は少年・刑事財政基金会計に繰り入れた。

日弁連ひまわり基金については、収入は月額会費1,400円の特別会費収入と貸付金の返還金等で4億6,040万円であり、支出は、過疎地の法律相談センターの維持費、公設事務所維持費等で3億5,530万円であった。

法律援助基金会計は、日本司法支援センターに対する委託事業に関する収支を管理する特別会計だが、収入のうち贖罪寄付が大きく下回り、一般会計からの繰入金等と合計で1億8,

210万円であり、事業費、事務費などからなる支出は3億6,046万円であった。

偏在解消事業特別会計については、収入は一般会計からの繰入金5,000万円と返還金等で5,350万円、拠点事務所開設支援、弁護士養成事務所拡張支援等の事業等に9,805万円が充てられ、次期繰越金は6億7,904万円となった。

少年・刑事財政基金は、収入は、特別会費と当番弁護士等緊急財政基金からの繰入金で1億3,939万円、支出は10億946万円、次期繰越金として1億2,992万円となった。

また、一般会計及び特別会計の決算については、既に平成21年度の経理委員会の承認及び平成21年度監事による監査を経て、2010年5月6日の理事会において承認を得ていることを報告する。

続いて、議長は、平成21年度監事に監査報告を求め、小林芳夫平成21年度監事から次のとおり監査報告が行われた。

帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認められた事項について説明を求めて監査した結果、平成21年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

[第2号議案]平成22年度(一般会計・特別会計)予算議決の件

[第3号議案]平成23年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成22年度(一般会計・特別会計)予算議決の件」、第3号議案「平成23年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

栃木敏明副会長から、第2号議案「平成22年度(一般会計・特別会計)予算議決の件」、第3号議案「平成23年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

平成22年度の予算編成の基本方針は、効率的な会務運営と健全な財政の維持を基本に据えつつ、諸課題への取組を推進することであり、限られた予算を諸課題の重要度に応じて効率的に配分することにより成果を上げるべく、具体的な予算配分を行った。

一般会計の収入については、会費収入として新規登録による会員増の増額分2億7,000万を計上し、合計49億3,270万円を計上している。

収入額に繰越金13億538万円を足して総額62億3,808万円の予算規模となっている。

支出は予備費を含めて58億4,349万円を計上した。一般会計から、少年・刑事財政基金会計及び法律援助基金会計に合計5億8,000万円を繰り入れざるを得ない。そのため、委員会費や事業費の節減などの支出を極力削減することとしたが、平成22年度の当期収支差額は9億1,079万円の赤字予算となる見込みであり、平成23年度への繰越金は3億9,459万円を想定している。

予算編成にあたり特に配慮した項目について説明すると、会費については43億8,116万円を計上、登録料は、今年度新規登録予定者1,850名を中心に9,663万円を見込んでいる。他に研修受講料8,310万円等により事業収入1億4,067万円等を見込み、一般会計の収入として49億3,270万円を計上した。

一般会計の支出については、会議費支出会計については、定期総会と臨時総会2回分の開催を見込んでおり、理事会は月1回2日間開催を予定に予算化している。

委員会支出については、日弁連の活動の源泉であるとの認識から、人権擁護委員会、司法制度調査会、司法修習委員会、公害対策・環境保全委員会、弁護士業務改革委員会、民事介入暴力対策委員会、日弁連公設事務所・法律相談センター、日弁連刑事弁護センター、消費者問題対策委員会、裁判官制度改革・地域司法計画推進本部、日本司法支援センター推進本部、取調べの可視化実現本部、全面的国選付添人制度実現本部、高齢社会対策本部、裁判員本部、日弁連中小企業法律支援センターの各委員会には、2,000万円から5,240万円の範囲で大型の予算を配分することとし、これら以外の多数の委員会についても、過去5年間の委員会活動の予決算を踏まえ、事業計画をもとに検討し、必要な予算措置を講じている。

事業費支出については、第53回人権擁護大会が岩手県で開催され、第24回司法シンポジウムが東京都で開催されることとなっており、日弁連主催の行事の開催のため必要な経費を計上している。他に、研修センターの事業費として1億3,900万円等のほか、関係団体援助費支出、会員に対する弔慰金・見舞金、海外派遣についても必要な経費を計上している。

事務費支出関係については、会長・副会長報酬、弁護士職員の給与で5億9,340万円を計上し、職員の人件費についても、日弁連の事業が年々増加している状況に対応するため、多少の増員枠を確保した予算を組んでいる。

特別会計については、法律援助基金会計について、贖罪寄付の見通しが低く、支出が大幅に増えることから一般会計からの繰入金を増額し、2億3,000万円繰り入れ、収入合計として3億200万円とした。しかしながら、事業活動収支差額が赤字となることが予想され、予備費



全額を消費した場合には次年度への繰越金はゼロとなり、次年度は新たな財源が必要となる。

31ページの差替版の平成21年の決算額との比較について、下線が引いてあるところが訂正部分である。計算の違いによる訂正である。

少年・刑事財政基金については、刑事被疑者弁護事件が予想より減少しなかったため、一般会計から3億5,000万円から繰り入れることとした。平成21年度執行部において各弁護士会にアンケートをとり、大方の弁護士会から一般会計からの繰入れやむなしとの回答を得ている。しかし、3億5,000万円を繰り入れたとしても赤字が予想され、予備費を全額消化した場合には、次年度への繰越金はゼロとなり、次年度は特別会費の増額とせざるを得ない。

偏在解消事業特別会計については、2007年12月の臨時総会における構想に従い、一般会計から5,000万円を繰り入れる措置を講じている。

暫定予算案であるが、平成23年度一般会計・特別会計の4・5月分暫定予算案については、従前の例に従い、便宜上平成22年度予算案の12分の2に相当する額を予算として計上している。

最後に、会計規則第6条により、定期総会において予算の議決を得るときには、予算の大科目内の科目の流用について承認を得ることができる旨が定められているので、その点についても承認を願いたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

小川修会員(埼玉)「2000年11月総会決議における弁護士大量増員は法曹一元を前提としたものだが、法曹一元の実現に向けての話は聞かない。したがって、総会決議は前提を欠き無効だと思うが、どうか。有効な場合、法曹一元へ向けた運動をどうしていくのか、予算措置はどうなっているのか。」

若旅副会長「総会は有効であると考え。」

小川会員(埼玉)「法曹一元の運動をどうしていくのか。予算はどうなっているのか。」

栃木副会長が、「法曹一元に関する予算はたてていない。」

小川会員(埼玉)「2000年11月1日の決議では、国民が必要とする弁護士の数を確保する、と決められた。ここでいう国民とは、いわゆる大衆・民衆と言われる人だが、このような人の意見・意向調査を実施すべきである。政治について行われている世論調査の料金は、10問で165万円。20問設定で295万円。このような世論調査をする意向はあるか。」

若旅副会長「国民の解釈については討議があったが、市民1人1人が国民であり、その代表者である国会議員も国民の意思を反映したものである。一般マスコミ、新聞社説等の世論も国民の声だと認識している。これらの声を聞き、その期待に応えるだけの弁護士を質・量ともに用意する。国民の声をどう適格に把握していくのか、新しい法曹人口政策会議を立ち上げる中で十分検討したい。」

三木俊博会員(大阪)「質問の1点目は、若手法曹サポートセンターの立ち上げの構想と予算についてももう少し聞きたい。2010年度会務執行方針において、奨学金制度の充実、事前研修の充実・拡大、新人弁護士の採用拡大と開業支援を掲げている。若手法曹サポートセンターについて、各弁護士会では様々に取り組んでいるが、これまでの取組に何を加えて、どこを重点的にやろうとしているのか。予算措置についても聞きたい。2点目は、資金の運用について、70ページに金銭信託とあるが、特定金銭信託になっていないのか。基金などの安定的な運用について財務担当者に基本的なところを聞きたい。」

高橋理一郎副会長「奨学金については、法科大学院センターで対応し、奨学金に関する活動をしていこうとしている。事前研修については、平成21年度に続き、今年度も行うことになっている。採用・開業については、法的サービス企画推進センターの事業を拡大し、若手法曹サポートセンターと名称を変えた上で採用支援、開業支援をする。しっかりしたものを作ろうと検討している。」

栃木副会長「若手法曹サポートセンターの予算は、1億2,650万円の予備経費の中に、若手サポートセンター、法曹人口問題検討会議、貧困問題対策本部、司法修習費用給費制維持緊急対策本部の各予算が入っている。議案書作成段階で経理委員会の承認手続を経ていないので、予備費とされている。資産運用については、安全第一を考えているので、元本割れなどではなく、安全なものだけで対応している。」

菅本麻衣子会員(東京)「会報をネットで見るとするなどの経費削減策が東京弁護士会で検討されたが、日弁連でも、「自由と正義」を電子化したり、日弁連新聞や日弁連速報などをメールマガジンに一本化してメールマガジン購読者には発行しないとするなどの経費削減策は考えているか。」

道上明副会長「今、議論が始まったところである。今まだ議論がまとまっていないが、参考にさせて頂きたい。」

議長は、あと一人で質疑を打ちきる旨を宣した。

河原昭文会員(岡山)「裁判員裁判の実情について教えてもらいたい。本日現在の起訴数、既に終わった事件の件数、起訴からかかった期間、平均の滞留日数、滞留事件の消化についてどのような取組をしているのか。消化の目途はついているのか。」

議長「会務報告に関連する質問であり、最後に会務報告に関する質問の時間を確保しているため、その際に回答する。」

議長は質疑を打ち切り、討論に入る旨を宣した。

議長は、討論がないことを確認し、討論を終結して採決に入る旨を宣した。

まず第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて第3号議案の採決が行われ、原案及び同様の科目間の相互の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

#### [ 第4号議案 ] 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任の件

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任の件」を議題に供した。

若旅副会長から、第4号議案について、綱紀委員会及び綱紀審査会委員のうち、任期が平成23年3月末日までである半数の委員の後任の選任については、理事会に一任する旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略して採決に入る旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

#### [ 第5号議案 ] 第62回定期総会開催地決定の件

議長は、第5号議案「第62回定期総会開催地決定の件」を議題に供した。

江藤洋一副会長から、第5号議案の趣旨説明として、第62回定期総会の開催地を東京都とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第5号議案は賛成多数で可決された。

[第6号議案] 宣言・決議の件「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議(案)」

議長は、第6号議案「宣言決議の件」として、「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議(案)」を議題に供した。

栃木副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

千葉景子法務大臣は、就任後初の記者会見で、国内人権機関の内閣府外局での設置、各人権条約に基づく個人通報制度の実現、取調べの可視化の3点を最優先課題として掲げたが、これらはかねてから、当連合会が強く求めてきたものである。また、2007年5月の国連拷問禁止委員会、2008年5月の国連人権理事会などから、わが国の刑事手続について多岐にわたる総括所見、勧告が示され、刑事手続の全面的な改革が求められた。最近、重大な再審無罪事件が続いているが、原因の究明・検証は内部検証や弁護士の調査研究活動が行われたにとどまり、国民の共通の認識となることはなかった。

このような状況を踏まえ、人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施の観点から、以下4つの課題について実現を迫るべく、本決議案を上程する。

第1に、国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)に合致した真に政府から独立した国内人権機関を内閣府外局に設置することを求める。当連合会は、2008年11月に日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱を取りまとめ、パリ原則に合致する国内人権機関の設置を提案してきた。公権力による人権侵害を調査し、必要な是正を命じる権限を有する政府から独立した国内人権機関の設置は、当連合会の悲願の1つである。

第2に、国際人権(自由権)規約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、人権差別撤廃条約などにおける個人通報制度の実現を求める。個人通報制度とは、人権条約の人権保障条項に定められた人権を侵害された個人などが、国内で手を尽くしても権利が回復されない場合に、人権条約委員会に対して直接救済の申立てができる制度である。

第3に、誤判原因を究明するための政府から独立した第三者機関の設立を求める。

第4に、取調べの可視化、取調べの全過程の録画を実行することなど、被疑者及び被告人の権利の充実のために刑事捜査制度を全面的に見直すことを求める。

これらの課題の実現を政府、国会に強く求めるとともに、当連合会としてもあらゆる努力を行うことを決意して、本決議を提案する。

議長は、質疑に入ることを宣した。

高橋正人会員(第二東京)「この決議には、被疑者・被告人の権利しか書かれていない。わが国は、国連被害者人権宣言の採択に賛成している。この人権宣言に基づき、犯罪被害者等基本法が制定され、被害者参加制度を柱とする刑事訴訟法が改正された。しかし、日弁連執行部は、会長談話で被害者参加制度は将来に禍根を残す、我が国の刑事訴訟制度の根底を覆す、などと反対声明を出している。人権保障システムの構築というのに、なぜ、この決議の中に被疑者・被告人の権利しか入っていないのか。第2に、被害者参加制は将来に禍根を残す、この考えを今でも持っているのか。」

齋藤勉副会長「後半の質問について答弁する。過去に指摘のようなことがあったことは確認している。しかし、日弁連としては、被害者参加制度の立法後、これに対応するため、様々な体制を取り、研修なども行ってきている。」

栃木副会長「国内人権機関は、差別や虐待だけでなく、あらゆる人権侵害に対応し、政府に働きかけていくものである。被害者の人権も、表現上は入っていないが、救済の対象には当然入る。」

藤原精吾会員(兵庫県)「国内人権機関というのは、国内の人権だけでなく、国際人権基準を国内においても実現することを担っている。被害者の人権保障は権利条約になってはいないが、権利宣言があり、国内人権機関は、国際的な権利宣言も十分に考慮に入れて活動を展開するものである。したがって、被害者の権利を除外するものではなく、むしろ促進する機関であると考えている。」

高橋会員(第二東京)「2点目の質問。被害者の参加のための研修などもやっているとのことだが、法律ができあがった後も、その日に反対の声明を発表しているということは、今も反対ということである。被害者の支援弁護士は、被害者保護法に選定という言葉がある。刑事における弁護士は刑訴法に選任とある。選任と違い、選定される被害者支援弁護士には固有権はなく、被害者自ら発言するための補充、補佐に過ぎない。ところが、被害者参加弁護士が検察官のような振る舞いをして、被害者に発言をさせないような運用が行われている。これは、十分に研修されていないのであり、いまだに将来に禍根を残す、というような考えを持っているのではないかと懸念している。」

齋藤副会長「現執行部では、犯罪被害者支援に対してどのような考えを持つのか、厳密な意味では議論をしていない。今の意見を踏まえて、どういう考えでいくか、現執行部で議論してみたい。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

田川章次会員(山口県)「2009年11月の日弁連人権擁護大会以後、日本の人権保障について、大きな動きが出てきている。第1に、個人通報制度について、2008年ジュネーブで開かれた国際人権(自由権)規約委員会の日本政府報告書に対する定期審査に際して日弁連レポートを提出し、ロビー活動をした。その結果、極めて画期的な内容の総括所見が日本政府に発せられた。そして、この5月には外務省人権人道課に、人権条約履行室ができ、個人通報制度を現実に実現するための具体的な準備が始まった。第2に、取調べの可視化について、国家公安委員会の委員長が、取調べの可視化を実現するために、公安委員の改選に努める旨の発言をしており、元日弁連副会長が国家公安委員に任命された。可視化に向けた大きな歩みが見られる。第3に、裁判官、検察官、弁護士に対する国際人権規約の研修について、日弁連は、共催の勉強会を提案し、法務省からは積極的な共催の回答を、最高裁からは同一講師によるセミナーを裁判官に行う趣旨の回答を得ている。そして、先般の堀越国公法違反事件に対する東京高裁の無罪判決は、国際人権条約に言及するなど画期的な動きが認められる。このような大きな流れの中で、日本の人権保障を国際標準に、という日弁連の要望を実現するためには、この決議は必要不可欠である。」

武内更一会員(東京)「この議案に反対である。国家権力との対決がない。人権の最大の侵害者は、国家権力である。パリ原則は、公権力による人権侵害を救済するというものだが、この議案の内容は、政府と国会にお願いして実現してもらおうとするものである。まず、第1項について、公権力による人権侵害から守るための人権機関を公権力のトップにある内閣府の下に置くという内容になっている。人権を国家の管理の下に置く、というものになるだろう。第4項について、第2項、第3項も同じ問題だが、今、最も、刑事被告人の人権を侵害している裁判員裁判において、取調べの可視化に話を持っていこうとしており、現に侵害されている被告人の人権をどうするのかということを全く考えていない。被害者が刑事法廷に参加し、被告人に弾劾を行い、裁判員に影響を与えている。刑事被告人の人権のためにといいながら、現状を放置している。このような決議をすれば、日弁連が国家と一体になってその政策を進めていくという存在になっていく。これは人々が弁護士、弁護士会に求めるものとは異なる。戦争・改憲に向かって進んでいく状況下で日弁連が国家と一体化すれば、国民、市民の人権は、かつての戦争と同じように蹂躪されるだろう。日弁連のスタンスを変え、権力と対決する日弁連を作らなければならない。」

遠藤きみ会員(東京)「5年前まで裁判官をやっていたが、裁判官の時間には制限があり、裁判員裁判を実施することは無理である。3月末までに、起訴された事件は、1,662件、うち1,200件以上が残っている。この議案は、裁判員制度を続けることを当然の前提としているようだが、一日も早く裁判員制度はやめてほしいと思っているので、反対である。」

中本源太郎会員(東京)「この議案には、これを最優先議題とした点で反対である。裁判員制度は日々人権を侵害している。罰則で強制して国家的な仕事である裁判に携わらせているのは裁判員に対する人権侵害にほかならない。被告人の人権に関しては、100%有罪、100%控訴棄却であり、かつて以上に侵害されており、厳罰化も進んでおり、公判前整理が長引くせいで、迅速な裁判を受ける権利が侵害されている。マンパワーのある検察官と戦っている弁護人の弁護権も侵害されている。パフォーマンスや紙芝居が出てくるなど漫画みtainな裁判が起きている。裁判員制度は世界に例を見ない人権侵害制度であるのに、この議案に1つも触れていないので反対である。」

議長は、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議(案)」は、賛成多数により可決された。

[第6号議案] 宣言・決議の件「市民の司法を実現するため、司法修習生に対する給費制維持と法科大学院生に対する経済的支援を求める決議(案)」

議長は、第6号議案のうち「市民の司法を実現するため、司法修習生に対する給費制維持と法科大学院生に対する経済的支援を求める決議(案)」を議題に供した。

金子武嗣副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

新たな法曹養成制度が、2004年にできあがり6年経った。新たな法曹養成制度は、成果がある一方で様々な課題も指摘されている。それを踏まえて、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会や、法務省及び文部科学省の法曹養成制度に関する検討ワーキングチームなどにおいて、制度改善に向けた動きが本格化してきている。

2010年11月に司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制が実施される。そもそも司法修習生は、修習専念義務が課されており、給費制は、修習の間の生活を保障して修習生を修習に専念させることを目的とした、司法修習制度と不可分なものとして運用されてきた制度である。

給費制は、法律家が裁判官、検察官、弁護士、いずれの立場にあっても国の司法制度の一翼を担うという使命の自覚と高い公共心の醸成に寄与してきた。弁護士においても、弁護士法第1条で基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としており、様々な公共性・公益性を持った弁護士の活動というのは、そのような使命と公共心に支えられてきた。

日弁連が2009年11月に実施した新63期の司法修習生予定者に対する調査で、回答者1,

528名中807名、52.81%が法科大学院で奨学金を利用し、最高で1,200万円、平均で318万8,000円に上っている。修習生の半分の平均で約300万円の借金をかかえているという極めて衝撃的な事実が明らかとなった。給費制が貸与制になれば、これらの借金約300万円に、さらに約300万円として貸与金という名前の借金が加わる。

新しい法曹養成制度の改善に向けた真摯な議論が進められているにもかかわらず、司法修習生に対する給費制が廃止されることになれば、優れた資質を備えた多様な人材が、経済的な事情から法曹をめざすことを断念せざるを得なくなる事態というのが避けられない。現に、法科大学院の試験の志願者・受験者数は、年々減少しており、社会人の入学者も減少している。

そもそも司法改革は、市民の守り手である法律家に、貧富の差を問わず、また、様々な社会的経験を持つ多様で有為な人材になってもらおうということにあったが、肝心の社会人の希望者が減少し、自分の未来をかけてチャレンジできなくなっている。

私たちは、この世界に真に有為な人材が来てくれるように、若い人たちが経済的負担を追わずにチャレンジできるようにしなければならない。

日弁連は、2009年11月18日の理事会で、法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援を求める提言を可決した。提言では、国に対して2つの要望をした。

1つは、給付制の奨学金の創設など法科大学院生に対する経済的支援の充実。2つ目は、司法修習生の給費制の維持である。

ただ、この2つの要望のうち、特に緊急な課題は給費制の維持である。日弁連は、司法修習費用給費制維持緊急対策本部を設置し、給費制維持のために若手を中心に盛り上がっている。各地の弁護士会でも対策本部が設置され、東京では5月18日に市民集会が開催され、各地でも予定されている。

私たちの後輩の法律家、弁護士、裁判官、検察官という市民の権利の守り手である彼らの未来のために、その経済的負担を減らすためにも、私たちが給費制維持に全力を尽くすという決意を示すためにも、この定期総会で本決議を満場一致で可決していただければと思う。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

富澤秀行会員(仙台)「1点目は、まずはロースクールに経済的支援をして、入学金や学費の減額をするのが先ではないか。2点目は、決議についての執行部の覚悟を聞きたい。この決議については『要望する』、で終わっており、人権の決議と比較するとトーンが落ちている。なぜこの表現になるのか。」

金子副会長「2点目について、回答する。日弁連は、当面差し迫った課題である給費制について、対策本部を設置して、私たちの後輩のために全力を尽くしたいと考えている。」



栃木副会長が、「1点目について、私学助成金の充実、国立大学法人に対する運営交付金の充実など、機関支援を通じて学費を低額に抑えるというのも同時に必要であり、日弁連は文部科学省に対して強く求めている。」

小川(埼玉)会員「修習生の給費制を維持したとしても、法科大学院期間の借金が残り、新人弁護士の窮状は変わらない。借金しないで弁護士になれる道を開くべきではないか。そのためには、いつでもいつまでも受けられ、修習期間中は給与を支給された従来の方法に戻るのが一番公平・公正である。借金することができないために法科大学院に行けない人を放置するのか。」

金子副会長「現状を1つ1つ改善していきたい。まずは緊急の課題である給費制廃止をとめ、その上で、法科大学院生の経済的状況を解決していく。一步一步確実な形でやっていきたいと思っている。」

議長は、質疑を打ち切り、討論に入る旨を宣した。

村橋泰志会員(愛知県)「地元の法科大学院の専任教授をしているが、決議案を速やかに実現することは極めて重要であると考えている。第1に、社会人の入学者が激減している。この状況を放置するとロースクールの学生は法学部出身者だけになるのではないかと心配している。様々なバックグラウンドを持った人たちに司法界に入ってきてもらうことが司法制度改革の柱の1つであったが、社会人入学者が減少することは司法改革の流れに逆行する。入学者が減少する理由は、経済的理由である。第2に、経済的負担を理由とする断念の問題。せっかくロースクールに入学した学生が経済的理由により退学し、法曹への道を断念している。法科大学院生に対する給費制奨学金の創設など様々な経済的な支援を充実させることと司法修習生に対する給費制を維持することは絶対に必要である。有能な若者がためらうことなく、法曹をめざす道をつくるべきである。」

渡部容子会員(仙台)「若手弁護士と一緒に、給費制を維持するためのピギナーズネットという組織を立ち上げた。私は未修コースの出身者であるが、未修コースの学生は、一生懸命勉強するが、経済的に苦しく、給費制が廃止されたら大変な状況となる。奨学金については優秀なら奨学金が借りられるからいいと反論されるが、奨学金は無利子の分しか免除にならない。法科大学院への経済的支援及び給費制の維持を実現させたいと思っている。」

森川文人会員(第二東京)「議案に反対する。2,000人から1,500人にすべきだと主張したから、宇都宮会長は当選したのである。選挙で勝った以上は、日弁連の意思として、増員方針にも申すという決議案でなければ嘘である。借金で大変だという若手会員の訴えは切実な

声だと思うが、苦しめているのは、増員方針に關与してきたこれまでの執行部であり、弁護士激増方針を改めない新執行部である。研修所を卒業したって仕事はない。社会問題となっている弁護士の貧困の問題は、給費制の維持で解決することはない。なぜ、新執行部は激増に端的に反対しないのか。市民目線の弁護士というならば、裁判員制度の廃止を求めるのが筋である。また、貧困やセーフティネットは、結局は企業にリストラ、解雇をさせ易くするだけである。公設派遣村も失敗に終わった。東京都は公共心のない失業者を排除した。反貧困運動は権力に取り込まれ、延命に力を貸しているだけである。激増という根本問題を扱わない給費制維持で終わる提案については、増員政策を追認する有害無益なもので、反対である。」

丹波加奈絵会員(愛知県)「愛知県弁護士会給費制維持緊急対策本部の活動について報告する。アンケートを実施したところ、63期修習生の借金の額は、最多額が400万円から700万円、最高額が1,500万円となっている。既に自己破産を検討している、との声や人を助けようと法曹をめざしたのに気づいたら自分が生活困窮者になっていた、経済的余裕のある人しか法曹になれないのでしょうか、などの声があった。未来の法曹をめざす方のためにも協力をお願いしたい。」

加藤寛宗会員(三重)「従来の弁護士激増の方向性を維持するための給費制維持であり、賛成できない。弁護士になったところで、ワーキングプアになるようでは志望者が減少するのは当然である。修習生村や即独村を作って救済を図るべきであり、彼らだって司法改革の犠牲者であるから、本来救済すべきである。そういう人たちの救済すら考えていないのは、行き詰まりかけた弁護士激増政策の建て直しを図るための決議案であるから、反対する。」

花澤俊之会員(第二東京)「今回できた対策本部のメンバーでもある。1,500人で勝った以上なぜ一番最初にその決議をしないのか。1,500人の対策本部を作るべきではないか。そもそもロースクールは、1,500人以上になると研修所がいっぱいになるから作りましょうという話であったので、次はロースクール解体などの話がでてきてしかるべきである。この決議案には反対である。」

高山俊吉会員(東京)「今まで、法科大学院の教員の方、若手の方などの話を聞いていて、苦しい状況とその思いを感じた。こんなことになったのは、2000年11月に、弁護士を増員するという決議をしたことにある。ロースクールについては何も議論しないで決めてしまった。1つ1つ直していくとはどういうことか、激増政策に反対していくということなのか、それはそれでいいということなのか。ここで書かれている思想とは司法制度改革で書かれた思想と同じである。弁護士の公共心の醸成という言葉は、弁護士がお国のためにその仕事をするをもつて公共心という。国民に、裁判員となってお上の心と自分の心と同じにしるということと同じことを言っている。若い法律家に一定の資金的援助が与えられるということと、国の法律家になることがイコールとなって登場する可能性がある。この議案に絶対に反対である。」

川上明彦会員(愛知県)「日弁連の司法修習費用給費制維持緊急対策本部の本部長代行をしている。そもそも弁護士になるときに借金があれば、公共的な活動ができないではないか。なぜ市民には受け入れられないのか、それは弁護士のイメージである。弁護士は高収入、司法修習生は弁護士の卵である。そのような恵まれた人になぜ支援をしなければならないのか。苦しい人は世の中にもっといるという反論がある。給費制が維持されなければ、弁護士になろうとしても経済的にできない、志や心を折ってしまうことになる。賛成いただきたい。」

議長は、討論を終局し、議案の採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「市民の司法を実現するため、司法修習生に対する給費制維持と法科大学院生に対する経済的支援を求める決議(案)」は賛成多数により可決された。

## [ 報告事項2 ] 特別報告の件

議長は、報告事項2「特別報告の件」として、「再審支援事件の取組に関する件」及び「貧困問題の取組に関する件」を一括して議題に供した。

我妻崇副会長から、再審支援事件の取組に関する件について、次のとおり特別報告があった。

日弁連人権擁護委員会においては、再審請求の支援を行っており、これまで免田事件をはじめとする死刑再審の4事件など、多くの事件で再審無罪を獲得するなどの大きな成果を挙げてきた。足利事件、布川事件、名張毒ぶどう酒事件の再審事件における大きな動きについて御報告したい。

まず、足利事件については、2009年6月、再審の請求人であった菅家利和さんのDNAと被害者の下着に付着していた体液とが異なるものであるとする2人の鑑定人の鑑定書が、裁判所に提出された。検察庁はこれを受け、菅家さんの刑の執行を停止し、釈放するという異例の展開となり、その後再審開始決定がなされ、2010年3月26日に再審無罪が言い渡された。

再審無罪判決においては、当時のDNA鑑定が誤りであり、かつ、検察官による起訴後の取調べは違法なものであったことを指摘するとともに、菅家さんの自白は信用性が皆無であり、虚偽であることが明らかであるとした。判決宣告後に、裁判長は菅家さんに対し、菅家さんの真実の声に十分に耳を傾けられず、17年半の長きにわたり、その自由を奪う結果となったことを、この事件の公判審理を担当した裁判官として、誠に申し訳なく思いますと異例の謝罪をし

た。

次に布川事件について、2009年12月14日に最高裁判所が検察官による特別抗告を棄却して、水戸地裁土浦支部の再審開始決定が確定した。

そもそもこの事件は、請求人が強盗殺人事件の犯人として別件逮捕され、代用監獄での取調べの過程で自白させられたものの第一審公判開始以来、今日まで一貫して無実を叫び続けてきた事案である。請求人と犯行を結びつける物証は皆無、有罪判決の根拠とされた目撃証言も曖昧、自白自体に矛盾があり、変遷が顕著なものであった。

そして、再審段階で初めて開示された証拠を含む多くの新証拠により、自白については、信用性に欠けるものであり、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じるとされた。

現在再審公判に向けて進行協議が行われており、検察官は再審公判において争う姿勢を示している。今後の進行は予断を許さないが、日弁連は、請求人が早期に無罪判決を勝ち取るべく、今後も支援を続けていきたいと考えている。

さらに、名張毒ぶどう酒事件について、2010年4月5日、最高裁判所は名古屋高等裁判所が下した再審開始決定の取消決定を取り消して、名古屋高裁に差し戻す、という決定をした。

この最高裁決定は、原決定について科学的知見に基づき検討したとはいえ、その推論過程に誤りがあるとしたものである。最高裁が足利事件を教訓として、科学的鑑定に対する慎重な審理を求める姿勢を示したものと評価することができる。しかし、84歳の高齢である請求人の再審を直ちに開始しないで、差し戻したことについては遺憾なことである。

日弁連は、今後とも請求人が完全無罪判決を勝ち取り、死刑台から生還するときまであらゆる支援を惜しまないことを表明するとともに、名古屋高裁差戻審での弁護団の奮闘・努力に期待したい。

日弁連が現在、他にも支援をしている再審事件があるが、いずれも人権擁護委員会内に人権委員会を設置して、困難な闘いを続けている。以上の各事件委員会、弁護団の活動に敬意を表するとともに、日弁連は冤罪に苦しむ人を救済するために、今後とも最大限の支援を惜しまない決意である。

ところで、これまで、誤判の生じた原因を総合的に究明・検証し、刑事司法の制度改革や運用改善に結びつけるということは行われてこなかった。日弁連は、2010年3月に誤判原因を究明する調査委員会の設置を求める意見書を取りまとめた。この意見は、本年度執行部の会務執行方針にも盛り込まれ、2010年4月に関連委員会からなる誤判原因究明の第三者機関設置に関するワーキンググループを設置し、意見書の趣旨の早期実現を図ることとしている。

錦織正二副会長から、貧困問題の取組に関する件について、次のとおり特別報告があった。

本年度の会務方針の第1が、今までの貧困と人権に関する委員会を改組して、貧困問題対策本部を設置するということである。現在、わが国で格差と貧困が広がっているという現実があ

り、日弁連としては、貧困対策に重点をおくことが、今強く求められているものであろうと考えている。

対策本部の第1の課題は、労働問題から生活保護を含めた生活相談まで総合的な相談をやり、問題解決を必ず提案し、実行していく、総合的な法律相談所相談所を全国の各弁護士会につくっていかうということである。

この課題においては、各弁護士会の研修によって労働問題からいろいろな生活相談までを受けられる弁護士を増やしていくという点が非常に大きなものだと考えている。

第2番目には、安心して暮らせるセーフティネットをつくっていくという課題である。生活保護の運用の改善、さらに日弁連としても意見を述べている生活保護法の改正、あるいは第2のセーフティネットと言われている住宅支援から生活支援、就労支援まで、貸付制度を含めた制度を広げていくということも重要である。さらに、これでは不十分であり、1年にわたる、個別的な支援体制もつくっていく必要があるだろうと思っている。

中でも住居の問題というのは、非常に重要であり、公的な公営住宅を広げ、さらに緊急一時宿泊所をつくっていくということも必要である。最近話題になっている無料低額宿泊所問題に対する取組も非常に重要であり、宿泊所での中身をきちんと確保するということは、重要な課題である。

第3には、人間らしい働き方を取り戻すという課題である。国会では労働者派遣法が審議されており、日弁連は、今の法案が不十分な点があるという提案をしているが、まず今国会で労働者派遣法の改正を必ず成し遂げることが重要であり、日弁連としても、要請をしていきたい。

その他にも、正規労働を原則とする法体制をつくっていくということも非常に大きな課題である。

貧困に対する問題というのは、人権に対する取組の最大のものの1つだと考えている。日弁連としても、各弁護士会としても、この問題について挙げて取り組みたいと考えている。

議長は特別報告及び平成21年度の会務報告に関する質疑に移る旨を宣した。

未回答であった河原会員(岡山)からの質問に対し、江藤副会長から次のとおり回答があった。

江藤副会長「4月末現在の最高検の発表によると、起訴件数は1,812件、終局件数は、5月20日現在で530人となっている。今後の見通しは、最高検の発表によると、7月末段階で受理件数の半数は終局するという見通しとされている。終局までの平均期間は、公判前整理手続期間が4.2か月。受理から終結まで6か月となっている。平均4.2か月という期間については、一概にはいえないが、裁判員裁判の被告人は、ほとんど身体拘束を受けていることからすれば、先程来の懸念は当然である。本日の決議の内容を今後実践していく必要がある。」と

議長は、他に質疑がないことが確認し、質疑応答の終了を宣し、本総会の議事が全て終了したことを宣した。

最後に、宇都宮会長から挨拶があった。

以上をもってすべての議事が終了し、議長が散会を宣し、第61回定期総会は閉会した。

以上

(調査室囑託 齋藤美幸)